

令和3年5月7日
武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部
市民部市民活動推進課

市民活動推進課の相談事業について

○緊急事態宣言の延長に伴い、人権相談、行政相談を中止する。

■人権相談

- ・東京法務局より新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、緊急事態宣言が発出されている間、人権相談を中止とする旨の通知があった。
→5月13日（木）の人権相談を中止する。（毎月第2木曜日に実施）
- ・相談を希望される市民には、東京法務局府中支局における「常設人権相談（法務局職員による相談）」等の電話又はインターネットによる人権相談をご案内する。

■行政相談

- ・東京行政評価事務所より、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、緊急事態宣言が発出されている間、行政相談を中止とする旨の通知があった。
→5月13日（木）の行政相談を中止とする。（毎月第2木曜日に実施）